手	配旅行	<b>于申込</b> :	書	

一般社団法人甲賀市観光まちづくり協会 御中

所在地:

会社名(団体名):

年 月 日

)

代表者(責任者):

旅行手配のために必要な範囲内での運送・宿泊機関等その他への個人情報の提供について同意の上、下記の旅行を申し込みます。

記

- 1 団体名
- 2 申込人員 大人 名、 高校生 名、 中学生 名、

小学生 名、 幼児 名、 3歳未満 名 合計 名

月 日( )~ 年 月 日(

- 3 旅行期間
- 4 旅行先
- 5 手配内容
- \*本契約は、当協会がお申込金の支払いを受けることなくお引き受けし、本引受書の交付をもって契約の成立といたします。
- \*手配旅行契約には企画旅行とは異なり旅程保証、特別補償規程の適用はございません。

\_\_\_\_\_

# 旅行引受書

会社名	(団体名)	:

代表者(責任者):\_\_\_\_\_\_\_\_様

この度は、当社にご旅行のご用命を賜りまして、誠にありがとうございます。上記、手配旅行契 約をお引き受けさせて頂きます。尚、本契約は、当協会がお申込金の支払いを受けることなくお 引き受けし、本引受書の交付をもって契約の成立といたします。

- 1 団体名
- 2 申込人員 大人 名、小人 名、幼児 名 合計 名
- 3 旅行期間
- 4 旅行先
- 5 手配内容
- \*手配旅行契約には企画旅行とは異なり旅程保証、特別補償規程の適用はございません。

年 月 日

名 称 一般社団法人 甲賀市観光まちづくり協会

所 在 地 滋賀県甲賀市甲南町野田 810

年 月 日( )~ 年 月 日(

電話番号 0748-60-2690

担当者名

印

営業日:営業時間 平日8:30~17:15

## 手配於了取了条件說明書面

(旅行業法第 12 条の 4 による取引条件説明書面) (旅行業法第 12 条の 5 による契約書面)

この書面は旅行契約が成立した場合の契約書面の一部となります。

## I、手配旅行契約

「手配旅行契約」(以下「契約」といいます。)とは、当協会が、旅行者(お客様)の委託により、旅行者のために代理、媒介又は取次をすることなどにより旅行者が運送・宿泊機関等の提供する運送、宿泊その他の旅行に関するサービス(以下「旅行サービス」といいます。)の提供を受けることができるように手配することを引き受ける契約をいいます。

#### 2、旅行代金

(1)「旅行代金」とは、当協会が旅行サービスを手配するため に、運賃、宿泊料その他の運送・宿泊機関等に対して支払 う費用及び当社所定の旅行業務取扱料金(変更手続料金及 び取消手続き料金を除きます。)をいいます。

(2)当協会が善良な管理者の注意をもって旅行サービスの手配をしたときは、手配旅行契約に基づく当協会の債務の履行は終了します。したがって満員、休業、条件不適当等の事由により、運送・宿泊機関等との間で旅行サービスの提供する契約を締結できなかった場合であっても、当社がその義務を果たしたときは、お客様は、当協会に対し、当社所定の旅行業務取扱料金(以下「取扱料金」といいます。)を支払わなければなりません。

#### 3、契約の申込み

(1)契約を申し込もうとするお客様は、当協会所定の申込書 に記入の上、所定の申込金とともに、当協会に提出してい ただきます。

(2)(1)の申込金は、旅行代金、取消料その他のお客様が当 社に支払う金銭の一部として取扱います。

## 4、契約締結の拒否

当協会は、次に掲げる場合においては、手配旅行契約の締結に応じないことがあります。

- (1)当協会の業務上の都合があるとき。
- (2)通信契約を締結しようとする場合であって、お客様がお 持ちのクレジットカードが無効である等、旅行代金に係る債務の 一部又は全部を提携会社のカード会員規約に従って決済でき ないとき。
- (3)お客様が他のお客様に迷惑を及ぼし、又は団体行動の円 滑な実施を妨げるおそれがあるとき。
- (4)お客様が暴力団員、暴力団関係者、その他反社会的勢力 であると判断するとき。

## 5、契約の成立

- (I)契約は当協会が契約の締結を承諾し、申込金を受理した 時に成立します。
- (2)当協会は契約責任者と契約を締結する場合書面による特約をもって、申込金の支払いを受けることなく契約の申し込みを受けることがあります。
- (3)通信契約は(1)の規定にかかわらず、当協会が契約の 締結を承諾する旨の通知を発した時に成立するものとしま す。但し、当該契約において電子承諾通知を発する場合は、 当該通知がお客様に到達した時に成立するものとします。
- (4)当協会は(1)の規定にかかわらず、運送サービス又は宿泊サービスの手配のみを目的とする契約であって旅行代金と引き換えに当該旅行サービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付するものについては、口頭による申込みを受け付けることがあります。この場合において、契約は当協会が契約の締結を承諾したときに成立するものとします。

## 6. 契約書面

当協会は、お客様と旅行契約を締結したときは、お客様に 旅行日程、旅行サービスの内容その他の旅行条件及び、当協会 の責任に関する事項を記載した契約書面を交付します。但 し、当協会が手配するすべての旅行サービスについて航空券、 乗車券、宿泊券、各種パウチャーその他の旅行サービスの提供を受 ける権利を表示した書面を交付するときは、契約書面を交 付しないことがあります。

# 7、情報通信の技術を利用する方法

(1)当協会は、あらかじめお客様の承諾を得て、手配旅行契約を締結しようとするときにお客様に交付する旅行日程、旅行サービスの内容、旅行代金その他の旅行条件及び当社の責任に関する事項を記載した書面、又は契約書面の交付に代えて、情報通信の技術を利用する方法により当該書面に記載すべき事項(以下この条において「記載事項」といいます。)を提供したときは、お客様の使用する通信機器に備え

られたファイルに記載 事項が記録されたことを確認します。 (2)前項の場合において、お客様の使用に係る通信機器に記載事項を記録するためのファイルが備えられていないときは、当協会の使用する通信機器に備えられたファイル(専ら当該お客様の用に供するものに限ります。)に記載事項を記録し、お客様が記載事項を閲覧したことを確認します。

### 8、契約内容の変更

(1)お客様は、当協会に対し、旅行日程、旅行サービスの内容 その他の契約内容の変更の求めがあったときは、当協会は 可能な限りお客様の求めに応じます。

(2)お客様から契約内容の変更の申し出があったときは、変更のために運送・宿泊機関等に支払う取消料、違約料を負担いただくほか、変更手続料金を支払わなければなりません。また、当該契約の内容の変更によって生ずる旅行代金の増加又は減少はお客様に帰属するものとします。変更手続料金における、運送・宿泊機関及び観光施設の変更については、当協会所定の取扱料金によります。

#### 9、契約の解除

(1)お客様は、いつでも契約の全部又は一部を解除することができます。この場合お客様は、既にお客様が提供を受けた旅行サービスの対価として、又はいまだ提供を受けていない旅行サービスに係る取消料、違約料その他運送宿泊機関等に対して既に支払、又はこれから支払う費用を負担するほか、当協会に対し、当協会所定の取消手続料金及び当協会が得るはずであった取扱料金を支払わなければなりません。

(2)当協会の責に帰すべき事由により旅行サービスの手配が不可能となったときは、契約を解除することができます。

(3)(2)により、旅行開始後に契約が解除されたときは、当協会は、お客様が既に提供を受けた旅行サービスにかかる費用をお支払いただきます。この場合において、当協会は収受した旅行代金からお客様が提供を受けた旅行サービスにかかる費用を控除して払い戻します。

## 10、当協会による契約の解除

(1)当協会は、お客様が所定の期日までに旅行代金を支払わないときは、当協会は契約を解除することがあります。

(2)前号により契約が解除されたときは、お客様は前項(1)の料金を当協会に支払わなければなりません。

## 11、旅行代金の変更

旅行開始前において、運送機関等の運賃・料金の改訂、その他の事由により旅行代金の変動が生じた場合は、旅行代金を変更することがあります。

# 12、旅行代金の精算

(1)当協会は、実際に要した旅行代金と収受した旅行代金と が合致しない場合には、旅行終了後速やかに精算いたしま す。

(2)精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額を超えるときは、お客様は当協会に対し、その差額を支払わなければなりません。

(3)精算旅行代金が旅行代金として既に収受した金額に満たないときは、当協会はお客様にその差額を支払います。

## 13、団体・グループ手配

当協会は、同じ行程を同時に旅行する複数のお客様(以下 「構成者」といいます。)がその責任ある代表者(以下「契 約責任者」といいます。)を定めて申し込んだ契約について は、以下により取り扱うものとします。

(1)当協会は、お客様が定めた契約責任者が構成者の契約の 締結に関する一切の権限を有しているものとみなして当該 契約に関する取引等を契約責任者との間で行います。契約 責任者が旅行に同行しない場合、旅行開始後は、契約責任 者が選任した引率責任者を契約責任者とみなします。

(2)当協会は、申込金の支払を受けることなく契約の申込みを受けることがあります。この場合、契約の成立の時期は契約責任者に交付する契約書面に記載します。

(3)当協会は、契約責任者が構成者に対して現に負い、又は 将来を負うことが予想される債務又は義務について何らの 責任を負うものではありません。

(4)契約が締結された場合は、契約責任者は当協会が定める 日までに構成者の人数を通知し又は名簿を当協会に提出し なければなりません。

(5)当協会は、契約責任者から構成者の変更の申し出があった場合は可能な限りこれに応じます。構成者の変更によって生じる旅行費用の増減は構成者に帰属するものとします。 (6)当協会は、契約責任者からの求めにより所定の添乗サービ 入料金を申し受けたうえで、添乗サービスを提供することがあ ります。添乗サーピスを提供する場合の添乗員のサービスの内容は、原則として、あらかじめ定められた旅行日程上、団体・グループ 行動を行うために必要な業務とします。また、添乗員の業務時間帯は、原則として8時から20時までとします。

## 14、当協会の責任及び免責

(1)当協会は、当協会又は当協会の手配代行者の故意又は過失によりお客様に損害を与えたときはその損害を賠償する 責に任じます。但し、損害発生の翌日から起算して2年以内に当協会に通知があった場合に限ります。

(2)次のような場合は、原則として責任を負いません。

天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関の事故若しくは火 災、運送機関の遅延、不通又はこれらのために生じる旅行 日程の変更若しくは旅行の中止、官公署の命令、伝染病に よる隔離、自由行動中の事故、食中毒、盗難等、当協会の 関与しえない事由により損害を被ったとき。

(3)当協会は、手荷物について生じた(I)の損害については、 同項の規定にかかわらず、損害発生の翌日から起算して、 国内旅行にあっては |4 日以内に、海外旅行にあっては 21 日以内に通知があったときに限り、お客様 | 名につき |5 万円を限度(当協会に故意または重大な過失がある場合を 除きます。)として賠償します。

#### 15、お客様の責任

(1)当協会は、お客様の故意または過失により当協会が損害 を被ったときは、お客様はその損害を賠償しなければなり ません。

(2)お客様は、契約を締結するに際しては、当協会から提供 された情報を活用し、お客様の権利義務その他の契約の内 容について理解するよう努めければなりません。

(3)お客様は旅行開始後に、契約書面に記載された旅行サービスを円滑に受領するため、万が一契約書面と異なる旅行サービスが提供されたと認識したときは、旅行地において速やかにその旨を当協会又は当該旅行サービス提供者に申し出なければなりません。

## 16、個人情報の取り扱いについて

当協会は、旅行申込みの際に提出された申込書に記載された個人情報について、お客様との間の連絡のために利用させていただくほか、お客様がお申込みいただいた旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配及びそれらのサービスの受領のための手続きに必要な範囲内で利用させていただきます。このほか、当社は①会社及び会社と提携する企業の商品やサービス・キャンパーンのご案内、②旅行参加後のご意見やご感想の提供のお願い、③アッケートのお願い、④特典サービスの提供、⑤統計資料の作成にお客様の個人情報を利用させていただくことがあります。

## 17、約款準拠

本旅行条件説明書面に記載のない事項は当協会の旅行業約 款(手配旅行契約の部)に定めるところによります。

# 18. 旅行条件の基準日

本旅行条件の基準日は令和 03 年 08 月 24 日現在の運賃、 料金を基準としています。

☆手配旅行契約には募集型・受注型企画旅行と異なり特別 補償規定の適用はありません。ご旅行中、病気、怪我をした場合、多額の治療費、移送費等がかかることがあります。 また、事故の場合、加害者への損害賠償請求や賠償金の回 収が大変困難である場合があります。これらを担保するため、お客様ご自身で充分な額の旅行保険に加入されること をお勧めします。☆このご旅行に関し担当者からの説明に ご不明な点がございましたら下記の旅行業務取扱管理者へ ご質問下さい。 (RO3/08)

登録番号 滋賀県知事登録旅行業 第地-270号

名 称 一般社団法人 甲賀市観光まちづくり協会

所 在 地 滋賀県甲賀市甲南町野田 810 電話番号 0748-60-2690

担当者名

国内旅行業務取扱管理者 谷口奈菜

(一社)全国旅行業協会正会員

※取扱可能地域(甲賀市と接する市町村)

滋賀県:大津市、栗東市、湖南市、東近江市、蒲生郡竜王町、日野町

京都府:相楽郡和東町、南山城村、綴喜郡宇治田原町 三重県:四日市市、鈴鹿市、亀山市、伊賀市、三重郡菰野町